

第21回 JICE研究開発助成成果報告会

公民連携による公共空間 ネットワークの形成に関する研究

－札幌市を事例として－

2021年5月27日

工学院大学建築学部まちづくり学科
星 卓志



1

1 背景、目的と方法

背景：都心部での公共空間の整備、活用が全国的に活発化



目的：効果的に進めるための知見を札幌の事例から得る

本研究の構成

2章：札幌市における公共空間形成に関わる計画体系

3章：公共空間整備に関わる公民協議メカニズムの成熟経緯

4章：札幌都心部公共空間ネットワークの形成状況

5章：まとめと考察

方法：●札幌市資料収集

●関係者ヒアリング

●2000～2020の公共空間ネットワーク形成過程

2

2 札幌市における公共空間形成に関わる計画体系

3

2 札幌市における公共空間形成に関わる計画体系

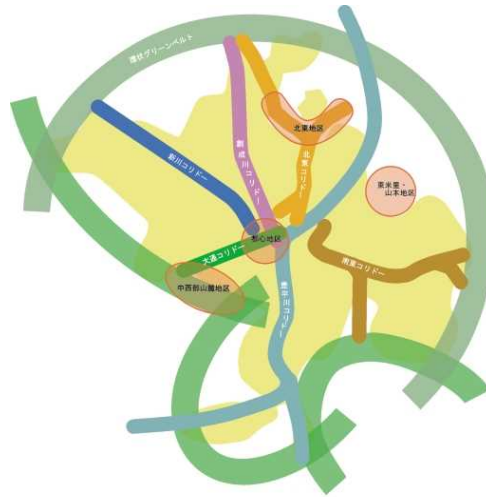
札幌市の都心に関わる計画体系（2000年以降）



4

2 札幌市における公共空間形成に関わる計画体系

第4次札幌市長期総合計画（2000）



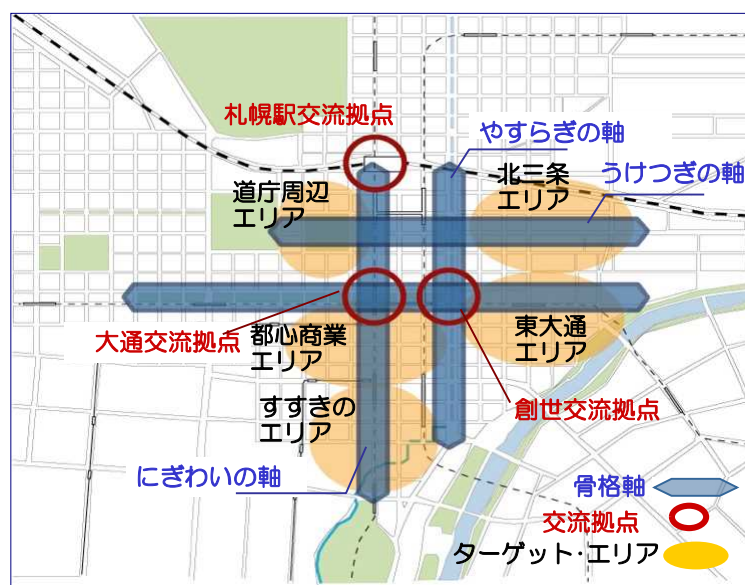
骨格的なネットワークと重点的に検討すべき地区

オープンスペースのネットワーク計画図

5

2 札幌市における公共空間形成に関わる計画体系

都心まちづくり計画（2002）

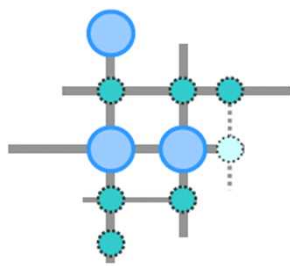


6

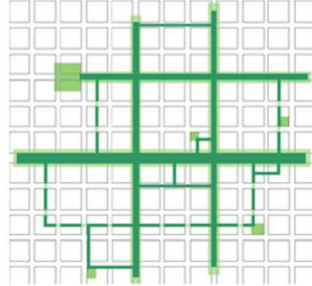
2 札幌市における公共空間形成に関わる計画体系

都心まちづくり計画（2002）

都心まちづくりにおける空間構成の考え方



①主要な結節点の特徴づけ



②オープンスペースのネットワークの形成

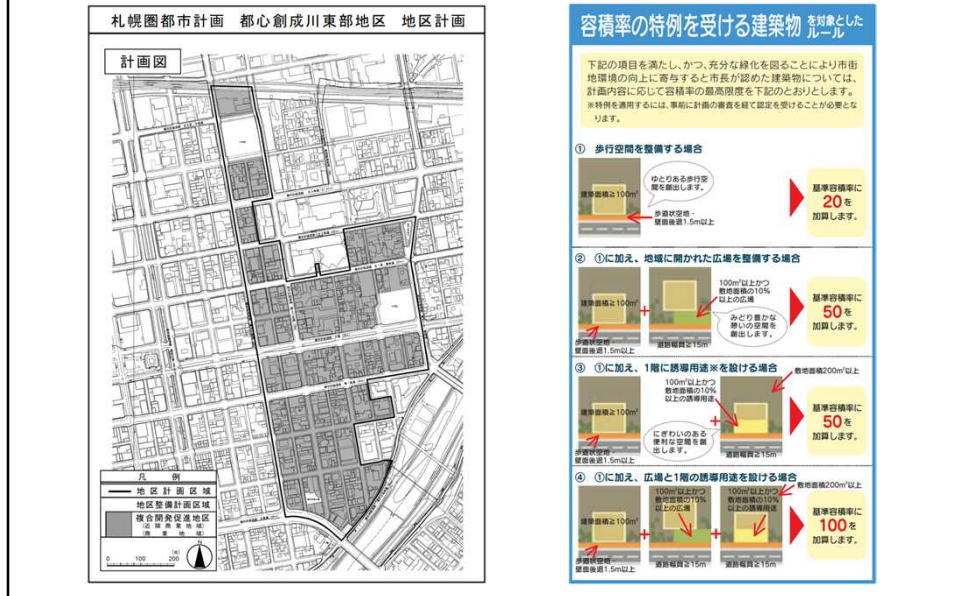


③地下空間のネットワークの形成

3 公共空間整備に関わる公民協議メカニズムの成熟経緯

3 公共空間整備に関わる公民協議メカニズムの成熟経緯

都心創成川東部地区地区計画（2006）



9

3 公共空間整備に関わる公民協議メカニズムの成熟経緯

都心創成川東部地区地区計画（2006）



10

3 公共空間整備に関わる公民協議メカニズムの成熟経緯

地区別ガイドラインの策定と都市計画諸制度の活用



地権者等と札幌市による協議会設置



まちづくりガイドライン策定

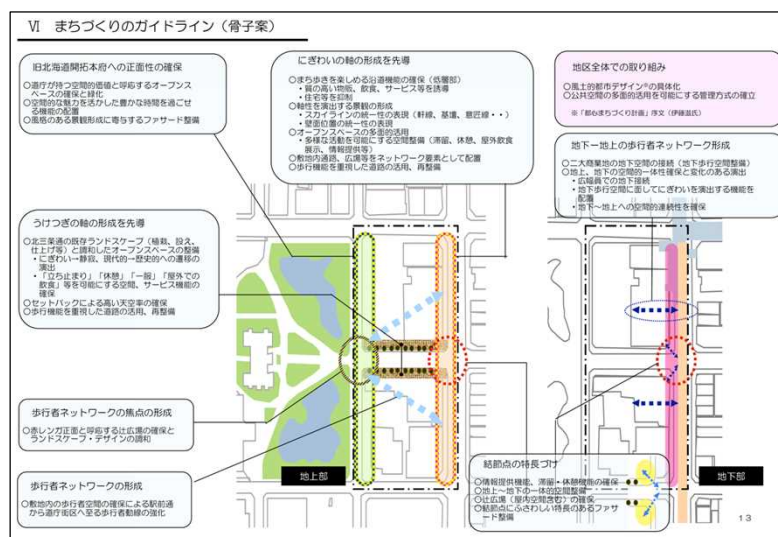


地権者等による都市計画提案

11

3 公共空間整備に関わる公民協議メカニズムの成熟経緯

例) 道庁東地区



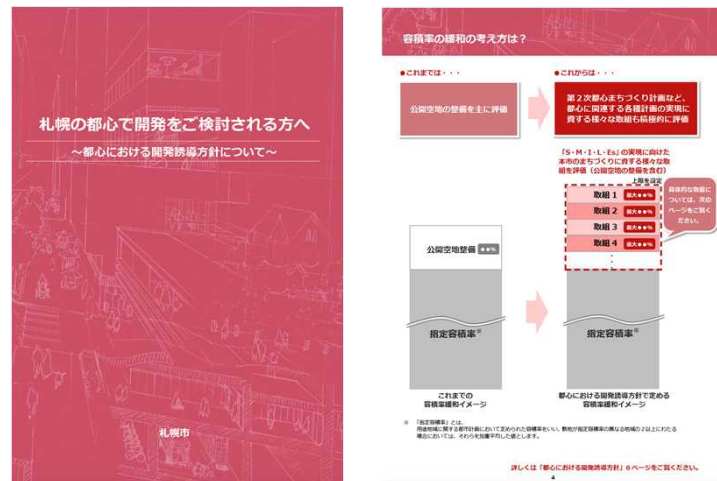
道庁東地区まちづくり指針（中間まとめ）のガイドライン骨子案

12

3 公共空間整備に関わる公民協議メカニズムの成熟経緯

札幌市による、より積極的な取り組みへ

- 都心における開発誘導方針（2018）
- 都心における緩和型土地利用計画制度等の運用基準（2019）
- 札幌市都心まちづくり支援型総合設計制度許可取扱要綱（2019）



13

3 公共空間整備に関わる公民協議メカニズムの成熟経緯

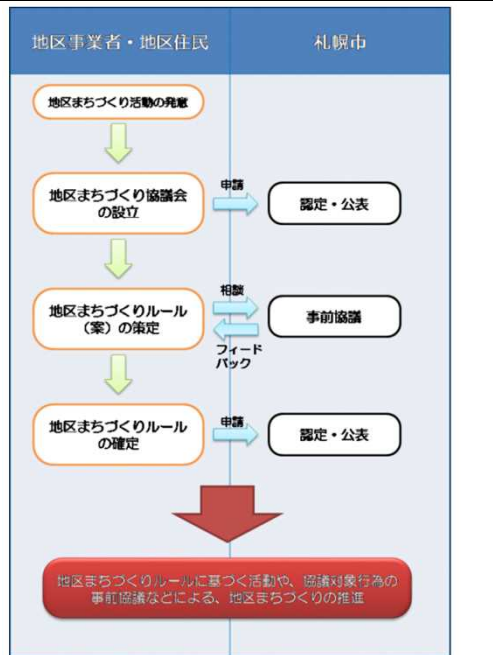
容積率を緩和するにあたって評価する取組は？



14

3 公共空間整備に関わる公民協議メカニズムの成熟経緯

地区まちづくり推進要綱（２０１９）

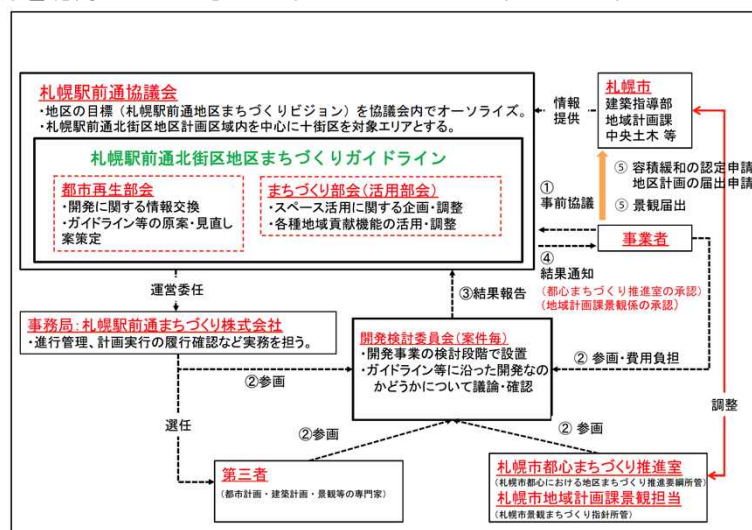


15

3 公共空間整備に関わる公民協議メカニズムの成熟経緯

<札幌駅前通協議会>

札幌駅前通北街区地区まちづくりガイドライン（２０１９）



開発協議の仕組み

16

3 公共空間整備に関わる公民協議メカニズムの成熟経緯

駅前通北街区地区計画（2008）

建築物の容積率の最高限度	1 建築物の容積率の最高限度は10分の80とする。 2 次の各号のいずれかに該当し、かつ、札幌駅前通の魅力ある都心空間の形成に寄与すると市長が認めた建築物の容積率の最高限度は、当該各号に定める数値の合計を前項に掲げる数値に加えた数値とする。ただし、加える数値の合計は、次表左欄の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる数値を限度として適用するものとする。		
	<table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>建築物の容積率の最高限度に加える数値</td></tr> </table>	区分	建築物の容積率の最高限度に加える数値
区分	建築物の容積率の最高限度に加える数値		

駅前通北街区地区計画（2019）

建築物の容積率の最高限度	1 建築物の容積率の最高限度は10分の80とする。 2 次の各号のいずれかに該当し、かつ、別に定めるまちづくりルールに準拠するものとして札幌駅前通の魅力ある都心空間の形成に寄与すると市長が認めた建築物の容積率の最高限度は、当該各号に定める数値の合計を前項に掲げる数値に加えた数値とする。ただし、加える数値の合計は、次表左欄の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる数値を限度として適用するものとする。また、加える数値の合計が10分の25を超える場合は、（3）ア又はイのいずれかに該当しなければならない。		
	<table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>建築物の容積率の最高限度に加える数値</td></tr> </table>	区分	建築物の容積率の最高限度に加える数値
区分	建築物の容積率の最高限度に加える数値		

17

3 公共空間整備に関わる公民協議メカニズムの成熟経緯

成熟の過程

総合設計制度、高度利用地区、特定街区など、個別建築計画への定型的基準適用による公共空間確保
(事業者↔行政)

----- 2000年頃 -----

まちづくりガイドライン→地区計画による地区スケールの方針への適合性についての都市計画行政の視点での評価
(一件審査)による公共空間確保 (事業者↔行政)

まちづくりガイドライン→地区計画による地区スケールの方針への適合性について、地区まちづくり協議会による協議を経たうえで都市計画行政の視点での評価 (一件審査)による公共空間確保 (事業者↔行政)

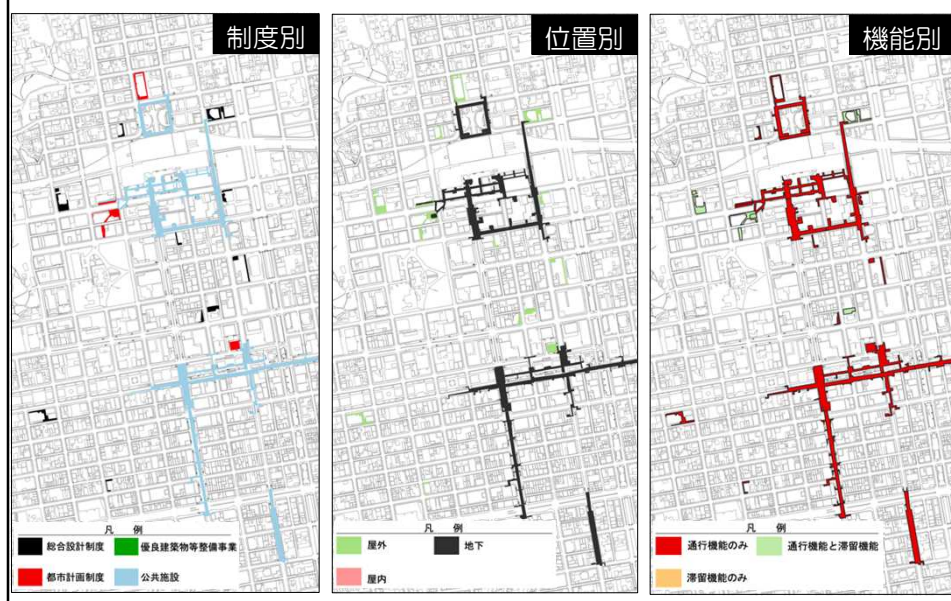
18

4 札幌都心部公共空間ネットワークの形成過程

19

4 札幌都心部公共空間ネットワークの形成過程

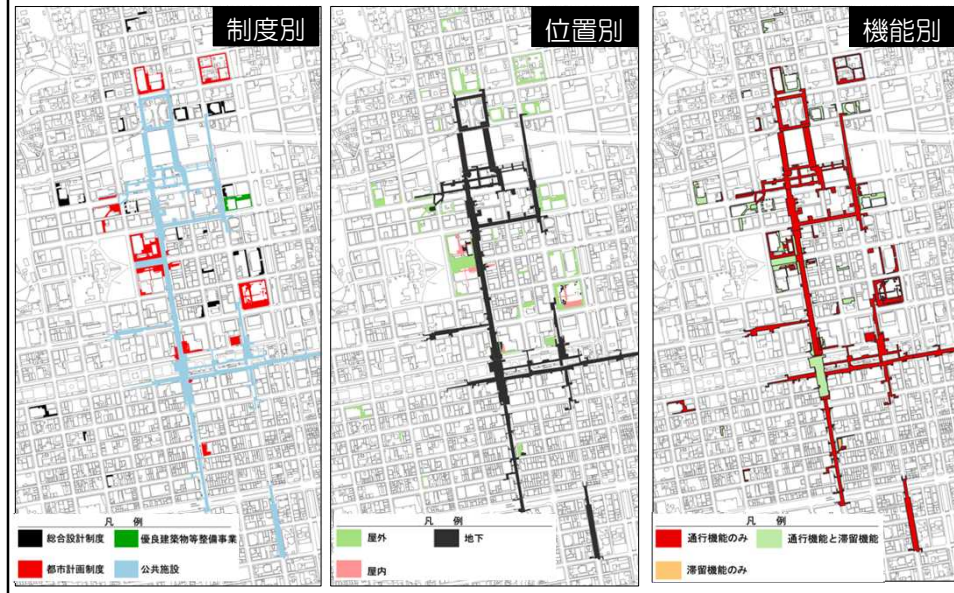
2000年時点の公共空間分布状況



20

4 札幌都心部公共空間ネットワークの形成過程

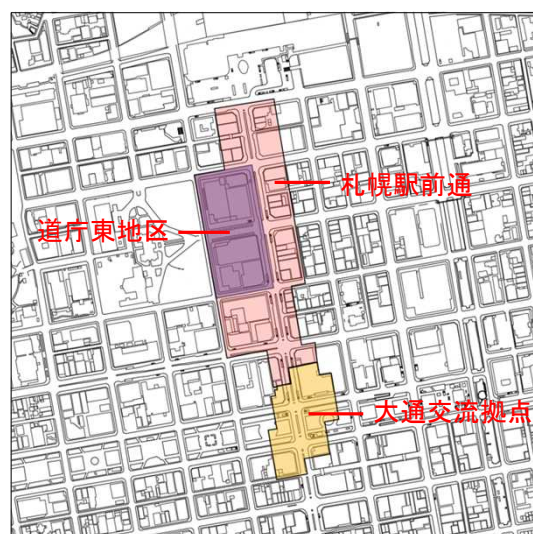
2020年時点の公共空間分布状況



21

4 札幌都心部公共空間ネットワークの形成過程

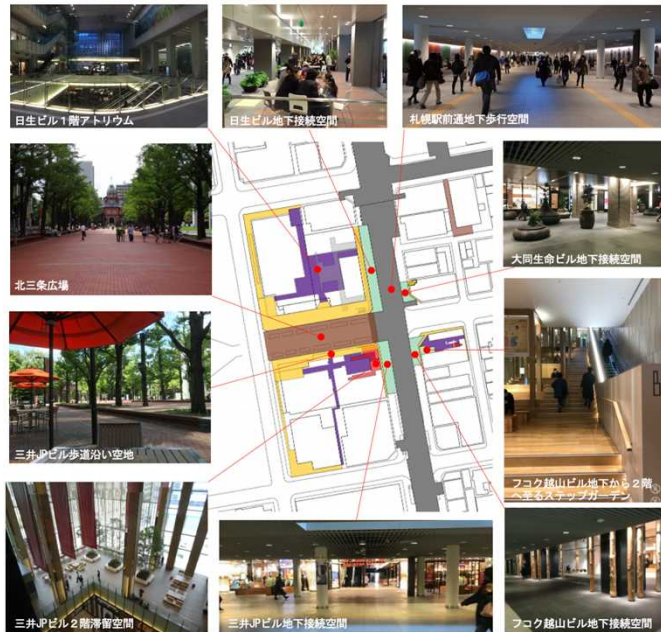
まちづくりガイドライン策定地区におけるネットワーク形成



22

4 札幌都心部公共空間ネットワークの形成過程

道庁東地区



23

4 札幌都心部公共空間ネットワークの形成過程

大通り交流拠点



24

5 まとめと考察

25

5 まとめと考察

まとめ

- 計画体系の中に公共空間ネットワークの形成方針を明示
- これを効果的に実現するための協議メカニズムが成熟
- 公共施設と建築敷地内公共空間が有機的にネットワーク
- とりわけ、まちづくりガイドライン策定地区で顕著

考察：公共空間ネットワークの効果的な形成のために

- 行政計画における意義、方針の明示
- 地区ごとの具体的目標像の公民協働による設定
- 基軸となる公共施設の整備
- 建築計画の一件審査による協議メカニズムの確立

2021年度調査

- 各公共空間の管理・運用状況とアクティビティ実態

26